

(写)

年 7月19日

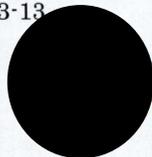
石川労働局長
吉田研一殿



セン石川県支部

石川県津市神田 2-3-13

支部長 秋葉



申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 2, 783名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 782円

(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和3年7月現在 1, 068名

1, 068

(3) 合意率 $\frac{1, 068}{2, 783} = 38.4\%$

2, 783

(4) 労働協約の賃金の最も低い額 7, 091円/日 915円/時間

5. 添付書類

- (1) 賃金の最低額若しくは初任給に関する労働協約若しくは労使協定の写し
- (2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
- (3) 申出代表者に対する委任状の写し
- (4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織と代表者一覧。
- (5) 疎明資料



以上

紡績、染色整理、網・網製造業最低賃金の改正に関する説明資料(令和3年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(支部)の名称	事業所の所在地	産 業	分類	組合員数
1	小松マテール労働組合		能美市浜町ル95	染色整理	E114	767
2	倉庫精練労働組合		金沢市古府町南459	染色整理	E114	80
3	尾張整染労働組合	石川支部	能美市大浜町コ141	染色整理	E114	77
4	シコー労働組合		白山市湊町井1-83	染色整理	E114	18
5	テックワン労働組合		能美市浜町又161-4	染色整理	E114	75
6	ホクレン労働組合		白山市松本町1442番地	染色整理	E114	20
7	北日本紡績労働組合		白山市福留町201番地1	紡績	E111	31
						1068

令和3年度 石川県紡績、染色整理、網・網製造業最低賃金改定申し入れ 《疎明資料》

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
小松マテール労働組合	170,000	170,000	8,095	1,079	1,079	1,890H	157.5H (7.5h/日)
倉庫精練労働組合	151,000	151,000	7,091	915	915	1,984H	165H (7.75h/日)
尾張整染労働組合	164,000	164,000	7,664	999	999	1,970H	164.2H (7.67h/日)
シコー労働組合	161,000	161,000	7,667	989	989	1,960.75H	163.4H (7.75h/日)
テックワン労働組合	170,000	170,000	7,969	1,063	1,063	1,920H	160.0H (7.5h/日)
ホクレン労働組合	165,000	165,000	7,500	7,500	1,000	1,980H	165.0H (7.5h/日)
北日本紡績労働組合	158,000	158,000	7,406	988	988	1,920H	160H (7.5h/日)

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所 属 事 業 場 数 (産業)	基幹的 労働者数			
申出事項	石川県	E111 紡績業 但しE1111~1113、 1117、1118を除く E114 染色整理業 但しE1144、1145 を除く E1151 網製造業 E1152 魚網製造業 E1153 網地製造業 (魚網を除く) L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、 糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染 色・精練の準備、綱・網の製造又はその他の補助作 業の業務に主として従事する者 (5) 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主と して従事する者 を除く	E111	1	E111	1	31	38.38%
				E114	6	E114	6	1,037	
				E115	0	E115	0	0	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	7	計	7	計 1,068	
審査結果	同上	同 上	同 上 左の産業における労働者数 (a) 2,878人 上記(1)～(5)該当労働者数 (b) (R2年最賃基礎調査結果より推定) 95人 基幹的労働者数 (a - b) 2,783人 (推定)	E111	1	E111	1	31	38.38%
				E114	6	E114	6	1,037	
				E115	0	E115	0	0	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	7	計	7	計 1,068	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。	参考					
61.2.14 中賃答申				2,783	÷	3	≒	928	
				1,068	÷	2,783	≒	38.38%	

(写)

13年 7月19日

石川労働局長
吉田研一 殿

石川労働局
労働セン石川県支部
石川県金沢市神田 2-3-13
支部長 秋葉

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲

石川県において、綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業を営む使用者に使用される労働者 2,783名

2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名

「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」

3. 申出の内容

上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。

- (1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 782円
- (2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和3年7月現在 1,108名
1,108
- (3) 合意率 $\frac{1,108}{2,783} = 39.8\%$
- (4) 労働協約の賃金の最も低い額 6,928円/日 904円/時間

5. 添付書類

- (1) 賃金の最低額若しくは初任給に関する労働協約若しくは労使協定の写し
- (2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
- (3) 申出代表者に対する委任状の写し
- (4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織と代表者一覧。
- (5) 疎明資料



以上

紡績、染色整理、網・網製造業最低賃金の改正に関する疎明資料(令和3年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(支部)の名称	事業所の所在地	産業	分類	組合員数
1	小松マテーレ労働組合		能美市浜町ル95	染色整理	E114	767
2	倉庫精練労働組合		金沢市古府町南459	染色整理	E114	80
3	尾張整染労働組合	石川支部	能美市大浜町コ141	染色整理	E114	77
4	シコー労働組合		白山市湊町井1-83	染色整理	E114	18
5	テックワン労働組合		能美市浜町又161-4	染色整理	E114	75
6	ホクレン労働組合		白山市松本町1442番地	染色整理	E114	20
7	中外製網労働組合		金沢市南森本町ホ50	網・網製造	E115	40
8	北日本紡績労働組合		白山市福留町201番地1	紡績	E111	31
						1108

令和3年度 石川県紡績、染色整理、網・網製造業最低賃金改定申し入れ 《疎明資料》

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
小松マテール労働組合	170,000	170,000	8,095	1,079	1,079	1,890H	157.5H (7.5h/日)
倉庫精練労働組合	151,000	151,000	7,091	915	915	1,984H	165H (7.75h/日)
尾張整染労働組合	164,000	164,000	7,664	999	999	1,970H	164.2H (7.67h/日)
シコー労働組合	161,000	161,000	7,667	989	989	1,960.75H	163.4H (7.75h/日)
テックワン労働組合	170,000	170,000	7,969	1,063	1,063	1,920H	160.0H (7.5h/日)
ホクレン労働組合	165,000	165,000	7,500	1,000	1,000	1,980H	165.0H (7.5h/日)
中外製網労働組合	150,000	150,000	6,928	904	904	1,993H	166.0H(7.66h/日)
北日本紡績労働組合	158,000	158,000	7,406	988	988	1,920H	160H (7.5h/日)

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所 属 事 業 場 数 (産業)	基幹的 労働者数			
申出事項	石川県	E111 紡績業 但しE1111~1113、 1117、1118を除く E114 染色整理業 但しE1144、1145 を除く E1151 網製造業 E1152 魚網製造業 E1153 網地製造業 (魚網を除く) L7282 純粋持株会社	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、 糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、 管巻き、検反、検品、篠替え、玉揚げ、台掃除、染 色・精練の準備、綱・網の製造又はその他の補助作 業の業務に主として従事する者 (5) 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主と して従事する者 を除く	E111	1	E111	1	31	39.81%
				E114	6	E114	6	1,037	
				E115	1	E115	1	40	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	8	計	8	計 1,108	
審査結果	同上	同 上	同 上 左の産業における労働者数 (a) 2,878人 上記(1)～(5)該当労働者数 (b) (R2年最賃基礎調査結果より推定) 95人 基幹的労働者数 (a - b) 2,783人 (推定)	E111	1	E111	1	31	39.81%
				E114	6	E114	6	1,037	
				E115	1	E115	1	40	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	8	計	8	計 1,108	
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。	参考					
61.2.14 中賃答申				2,783	÷	3	≒	928	
				1,108	÷	2,783	≒	39.81%	

(写)

2021年7月29日

石川労働局長

吉田研一 殿

JAM
石川県
執行委

2-14
治

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る。

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者24,200名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
申出産業においては、同種の基幹的労働者について次のとおり産業別最低賃金の決定を必要とする程度の賃金格差が存在する等のため、事業の公正競争を確保する観点から当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の合意をもって、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 922円/時

◆合意を得た適用受けるべき労働者 2021年7月時点 10,628名

◆合意率 $\frac{10,628}{24,200} = 43.92\%$

5 添付書類

- (1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
- (2)組織における合意を表す機関決定の写。
- (3)申出合意および委任状。
- (4)労働組合員以外の労働者の個人署名。 ※今回は提出しません。
- (5)石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金事業所数と労働者数の概要および改正に合意する者の概数。
- (6)公正競争ケース申請における疎明資料。



以 上

石川県金属素材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定に合意する者の数および事業所内訳

令和3年7月現在

	事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1	石川製作所	E263	石川製作所	労働協約	950	282	
2	大日製作所	E291	大日製作所	組合決議		152	
3	高井製作所	E264	高井製作所	組合決議		64	
4	多川製作所	E263	多川製作所	組合決議		10	
5	中部機械製作所	E264	中部機械	組合決議		7	
6	津田駒工業	E263	津田駒工業	労働協約	975	1,040	
7	土肥研磨工業	E262	土肥研磨	組合決議		128	
8	白山工業	E262	白山工業	組合決議		45	
9	福井鋳螺羽咋工場	E248	福井鋳螺羽咋支部	組合決議		35	
10	福井鋳螺加賀工場	E248	福井鋳螺	組合決議		63	
11	北都鉄工	E253	北都鉄工	組合決議		32	
12	北陸プレス工業	E245	北陸プレス工業	組合決議		38	
13	NTN宝達志水製作所	E259	NTN宝達志水製作所	組合決議		64	
14	共和電機工業	E291	共和電機工業	組合決議		195	
15	コマツ産機	E262	コマツ産機ユニオン	労働協約	1,000	380	
16	NTN能登製作所	E264	NTN能登製作所	組合決議		140	
17	板尾鉄工所	E262	板尾鉄工所	組合決議		168	
18	江沼チェン製作所	E253	江沼チェン製作所	組合決議		120	
19	村田機械加賀工場	E263	村田機械労組加賀支部	組合決議		266	
20	共和工業所	E248	共和工業所	組合決議		244	
21	小松シャリング	E262	小松シャリング	組合決議		161	
22	小松高田製作所	E262	小松高田製作所	労働協約	1,015	144	170,000円÷167.3H/月
23	小松製作所栗津工場	E262	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,000	2,679	
24	小松製作所金沢工場	E269	コマツユニオン北陸支部	労働協約	1,000	413	
25	コマテック	E262	コマテック	組合決議		115	
26	昭和精工	E269	昭和精工	組合決議		21	
27	大同工業	E253	大同工業	労働協約	950	892	
28	ダイワ	E262	ダイワ	組合決議		28	
29	武田工業所	E262	武田工業所	組合決議		29	
30	テックキタ	E260	テックキタ	労働協約	950	9	
31	東振精機	E259	東振	組合決議		464	*決議は東振労組で一括
32	東振テクニカル	E259	東振	組合決議		74	*決議は東振労組で一括
33	東野産業	E259	東野産業	組合決議		120	
34	日晃製作所	E266	日晃製作所	組合決議		2	
35	根上シブヤ	E266	根上シブヤ	組合決議		40	
36	富士MFG	E253	富士MFG	労働協約	985	40	159,000円÷161.3H/月
37	南鉄工所	E262	南鉄工所	組合決議		56	
38	室戸鉄工所	E262	室戸鉄工所	組合決議		46	
39	大同テクノ	E253	大同テクノ	労働協約	955	159	152,900円÷160H/月
40	澁谷工業	E264	シブヤグループ従業員会	労働協約	1,161	1,360	
41	本多製作所	E266	本多製作所	組合決議		32	
42	オリエンタルチェン工業	E253	オリエンタルチェン工業	組合決議		137	
43	富士精工本社	E249	富士精工	組合決議		134	
				合計		10,628	
				適用労働者数		24,200	合意率分母
				合意率		43.92%	10628÷24200
				最低必要人数		7,260	適用労働者数の1/3
				協定締結従業員数		7,398	

石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等
その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・
送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業の
最低賃金改正申請のための疎明資料

上記業種における企業間の賃金格差は下記のとおりであり、よって公正競争を
確保する点でも特定(産業別)最低賃金の改正が必要である。

2020年10月時点の賃金実態

企業名 (組合名)	企業規模 組合員数	平均 基本賃金				
		全体	25歳	30歳	35歳	40歳
A 労組	500人以上	305,639	208,300	242,100	274,400	304,800
B 労組	500人以上	268,904	200,440	231,400	259,073	284,580
C 労組	201～500人	242,217	205,400	236,348	266,960	297,430
D 労組	201～500人	289,401	199,309	231,261	264,450	294,776
E 労組	101～200人	251,988	212,188	243,937	276,408	303,800
F 労組	101～200人	254,063	204,700	231,975	256,091	279,455
G 労組	100人以下	244,275	195,633	221,717	247,411	273,106
H 労組	100人以下	236,389	178,683	190,519	202,346	214,192
	平均	261,610	200,582	228,657	255,892	281,517

2021年賃上げ実態

企業名 (組合名)	平均		賃上げ実績	
	賃金	年齢	金額	率
A 労組	306,042	41.6	5,700	1.86%
B 労組	271,903	35.8	5,424	1.99%
C 労組	246,982	37.4	5,537	2.24%
D 労組	291,009	39.2	5,600	1.92%
E 労組	253,722	37.6	5,765	2.27%
F 労組	254,054	39.6	4,800	1.89%
G 労組	253,929	38.0	4,240	1.67%
H 労組	163,891	43.0	2,500	1.53%
	255,192	39.0	4,946	1.94%

※平均賃金・年齢は、要求時点での基礎数値です。

以 上

金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具・産業用電気機械器具製造業最低賃金の決定申出審査結果表

申出事項	地域	産業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備考		
				申出労働組合数 (合意を含む)	所属企業数 (産業)	基幹的労働者数			
申出事項	石川県	E240 管理、補助的活動を行う事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E 240	0	E 240	0	0	43. 92%
		E245 金属素形材製品製造業 但しE2453除く		E 245	1	E 245	1	38	
		E248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業		E 248	3	E 248	3	342	
		E249 その他の金属製品製造業 但しE2499のうち打ちはく製造業除く		E 249	1	E 249	1	134	
		E252 ポンプ・圧縮機器製造業		E 252	0	E 252	0	0	
		E253 一般産業用機械・装置製造業 但しE2532家庭用エレベーター製造業、E2535除く		E 253	6	E 253	6	1, 380	
		E259 其他のはん用機械・同部分品製造業		E 259	4	E 259	4	722	
		E260 管理、補助的経済活動を行う事業所		E 260	1	E 260	1	9	
		E2611 農業用トラクタ製造業		E 2611	0	E 2611	0	0	
		E262 建設用機械・鉱山機械製造業 但しE2621のうち建設用ショベルトラック製造業 E2922のうち車両電気配線装置製造業を除く		E 262	12	E 262	12	3, 979	
		E263 繊維機械製造業 但しE2635のうち工業用ミシ製造業、家庭用ミシ製造業、毛糸手編機械製造業 (同附属品製造業を含む) 除く		E 263	4	E 263	4	1, 598	
		E264 生活関連産業用機械製造業		E 264	4	E 264	4	1, 571	
		E265 基礎素材産業用機械製造業		E 265	0	E 265	0	0	
		E266 金属加工機械製造業		E 266	3	E 266	3	74	
		E267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業		E 267	0	E 267	0	0	
		E269 其他の生産用機械・同部分品製造業		E 269	2	E 269	2	434	
		E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		E 291	2	E 291	2	347	
		E292 産業用電気機械器具製造業 但し車両用電気配線装置製造業（ハーネス製造業）除く		E 292	0	E 292	0	0	
		L7282 純粋持株会社		L7282	0	L7282	0	0	
					計	43	計	43	
審査結果	同上	同上	同上	E 240	0	E 240	0	0	
				E 245	1	E 245	1	38	
				E 248	3	E 248	3	342	
				E 249	1	E 249	1	134	
				E 252	0	E 252	0	0	
				E 253	6	E 253	6	1, 380	
				E 259	4	E 259	4	722	
				E 260	1	E 260	1	9	
				E 2611	0	E 2611	0	0	
				E 262	12	E 262	12	3, 979	
				E 263	4	E 263	4	1, 598	
				E 264	4	E 264	4	1, 571	
				E 265	0	E 265	0	0	
				E 266	3	E 266	3	74	
				E 267	0	E 267	0	0	
				E 269	2	E 269	2	434	
				E 291	2	E 291	2	347	
				E 292	0	E 292	0	0	
				L7282	0	L7282	0	0	
						計	43	計	
新産別最賃の運用方針 (要旨)	61. 2. 14 中賃答申			事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとして、当該最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われるもの。					
				参考					
				24, 200	÷	3	≒	8, 067	
				10, 628	÷	24, 200	≒	43. 92%	

(写)

2021年7月29日

石川労働局長
吉田研一 殿

JAM
石川県
執行

82-1
谷 治

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定を求める申出を行なうことに合意し、下記のとおり申出る

記

- 1 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲
石川県において、自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者3,631名
- 2 改正の決定を申出る最低賃金の件名
石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金
- 3 申出の内容
上記2の最低賃金の改正決定を求める。
なお最低賃金額は最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
- 4 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

◆現在適用されている法定最低賃金 = 922円/時

◆最も低い労働協約の賃金額 = 950円/時

◆賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,927名

◆労働協約率 $\frac{1,927}{3,631} = 53.07\%$
- 5 添付書類
(1)賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写。
(2)申出合意および委任状。
(3)石川県における自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業の事業所数と労働者の概要および労働協約の適用労働者の概数。



以 上

石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金の改正決定に
合意する者の数および事業所内訳

令和3年7月現在

事業所名	産業分類	労働組合名	合意別分類	協定時間額	合意する者の数	備考
1 月星製作所	E3191	月星製作所	労働協約	950	225	153,000円÷161H/月
2 トランテックス	E311	トランテックス	労働協約	1,034	830	166,400円÷160.9H/月
3 ジェイ・バス	E311	ジェイバス小松支部	労働協約	1,019	795	
4 セリオ	E311	セリオ	組合決議		77	
			合計		1,927	
			内 協定者数		1,850	
			適用労働者数		3,631	合意率分母
			合意率		53.07%	1927÷3631
			最低必要人数		1,089	適用労働者数の1/3
			協定率		50.95%	1850÷3631

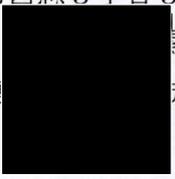
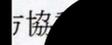
自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業関係最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考		
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 企業数 (産業)	基幹的 労働者数			
申出事項	石川県	E310 管理、補助的活動を行う 事業所	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操 作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰 め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又 は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中 で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E310	0	E310	0	0	53.07%
		E311 自動車・同附属製造業		E311	3	E311	3	1,702	
		E3191 自転車・同部分品製造業		E3191	1	E3191	1	225	
		L7282 純粋持株会社		L7282	0	L7282	0	0	
計	計	4	計	4	計	1,927			
審査結果	同上	同 上	同 上 左の産業における労働者数 (a) 3,707人 上記(1)～(4)該当労働者数 (b) (R2最賃基礎調査結果より推定) 76人 基幹的労働者数 (a - b) 3,631人 (推定)	E310	0	E310	0	0	
				E311	3	E311	3	1,702	
				E3191	1	E3191	1	225	
				L7282	0	L7282	0	0	
計	計	4	計	4	計	1,927			
新産別最賃 の運用方針 (要旨)			新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている 場合に行われるものであること。						
61.2.14 中賃答申			参考	3,631	÷	3	≒	1210	
				1,927	÷	3,631	≒	53.07%	

(写)

令和3年7月1日

石川労働局長
吉田 研一 様

石川県電気機械器具製造業最低賃金事務局
石川県金沢市西念3丁目3番5号
全日本電機・関連産業
労働組合連  協 
議長  知

申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定を下記の通り申し出る。

記

1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。

11,111名

2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

石川県において、電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次にあげる者は除く。

- (1) 18歳未満または65歳以上の者
- (2) 雇い入れ後6か月未満の者であって、技能習得中の者
- (3) 清掃または片付けの業務に主として従事する者

3. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金

4. 申し出の内容

上記3項の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金額は最低賃金法第15条2項にもとづく最低賃金審議会の決定による。



5. 申し出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

$$\frac{\text{賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数}}{\text{1項の基幹的労働者数}} = \frac{4,141 \text{ 名}}{11,111 \text{ 名}} = 37.3\%$$

$$\left[\begin{array}{ll} \text{最も低い労働協約の賃金額} & = 1,014 \text{ 円/時間額} \\ \text{現在、適用されている法定最低賃金額} & = 870 \text{ 円/時間額} \end{array} \right]$$

6. 添付書類

- ①労働協約 適用最低賃金
- ②労働協約 適用労働者数
- ③労働協約の写
- ④所定労働時間数および所定労働日数
- ⑤申出合意書および委任状

以 上

令和3年 労働協約 適用最低賃金

(単位：円)

No.	産業分類	労働組合名	時間額	月額
1	E281	石川サンケン労働組合	1,017	160,000
2	E303	P F U労働組合	1,058	164,500
3	E281	加賀東芝エレクトロニクス労働組合	1,029	160,000
4	E281	ジャパンディスプレイ労働組合石川支部	<u>1,056</u> ^{*1}	164,500
5	E29	小松電子労働組合	1,014	165,500
6	E303	富士通 I Tプロダクツ労働組合	1,024	164,500
7	E294	かがつう労働組合	1,026	<u>165,216</u> ^{*2}
		最低金額（計算値は除く）	1,014	160,000
		最高金額（計算値は除く）	1,058	165,500
		平均（7組合単純平均）	1,032	163,459

注：金額は、協定書に記載された金額。平均は、各組合の値の単純平均。最高金額、最低金額は、計算値（下記）は除く。

※1は、最低賃金月額×12か月と年間所定時間（1867.75時間）から算出。

※2は、最低賃金時間額と月間所定時間（161.03時間）から算出。

電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正申出審査結果表

申出事項	地域	産業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備考		
				申出労働組合数 (合意を含む)	所属事業場数 (産業)	基幹的労働者数			
申出事項	石川県	E281 電子デバイス製造業	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め等の業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者 を除く	E281	3	E281	7	2,333	37.27%
		E282 電子部品製造業		E282	0	E282	0	0	
		E283 記録メディア製造業		E283	0	E283	0	0	
		E284 電子回路製造業		E284	0	E284	0	0	
		E285 ユニット部品製造業		E285	0	E285	0	0	
		E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		E289	0	E289	0	0	
		E290 管理、補助的経済活動を行う事業所（E293・E296に限る）		E290	0	E290	0	0	
		E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		E291	1	E291	1	243	
		E293 民生用電機機械器具製造業		E293	0	E293	0	0	
		E294 電球・電気照明器具製造業		E294	1	E294	1	206	
		E296 電子応用装置製造業		E296	0	E296	0	0	
		E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		E301	0	E301	0	0	
		E302 映像・音響機械器具製造業		E302	0	E302	0	0	
		E303 電子計算機・同付属装置製造業		E303	2	E303	2	1,359	
L7282 純粋持株会社	L7282	0	L7282	0	0				
		計	7	計	11	計	4,141		
審査結果	同上	同上	同上 左の産業における労働者数（a） 11,384人 上記（1）～（4）該当労働者数（b） （R2最賃基礎調査結果より推定） 273人 基幹的労働者数（a－b） 11,111人 （推定）	E281	3	E281	7	2,333	
				E282	0	E282	0	0	
				E283	0	E283	0	0	
				E284	0	E284	0	0	
				E285	0	E285	0	0	
				E289	0	E289	0	0	
				E290	0	E290	0	0	
				E291	1	E291	1	243	
				E293	0	E293	0	0	
				E294	1	E294	1	206	
				E296	0	E296	0	0	
				E301	0	E301	0	0	
				E302	0	E302	0	0	
				E303	2	E303	2	1,359	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	7	計	11	計	4,141
新産別最賃の運用方針（要旨）		新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われる							
61.2.14 中賃答申			参考	11,111	÷	3	≒	3,704	
				4,141	÷	11,111	≒	37.27%	

(写)

石川労働局長
吉田研一 殿

3年 7月19日

ニセン石川県支部
石川県金沢市神田 2-3-13
支部長 秋葉

申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、石川県百貨店、総合スーパー最低賃金の改定決定を求める申出を行うことに合意し、下記の通り申出る。

記

1. 申出するものが代表する基本的労働者の範囲
石川県において、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 5,090名
2. 改正の決定を申出る最低賃金の件名
「石川県百貨店、総合スーパー最低賃金」
3. 申出の内容
上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は、最低賃金法第15条2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が、概ね3分の1以上に達していること。
(1) 現在適応されている法定最低賃金額 時間額 865円
(2) 合意を得た適応を受けるべき労働者数 令和3年7月現在 2,604名
$$(3) \text{ 合意率 } \frac{2,604}{5,090} = 51.2\%$$
5. 添付書類
(1) 賃金の最低額に関する労働協約若しくは労使協定の写し
(2) 組織における合意を表す機関決定（決議書）の写し
(3) 申出合意及び委任状の写し
(4) それぞれの合意の効力が及ぶ労働者又は使用者の範囲とその数、および当該地域内の組織一覧。
(5) 疎明資料

以 上



令和3年度 石川県百貨店、総合スーパー最低賃金改定申し入れ 《疎明資料》

労使協定における最低賃金の内容と所定内労働時間

組合名	(18歳)高卒初任給	最低月額	最低日額	最低時間額	換算時間額	年間所定労働時間	月間所定労働時間(1日)
全大和労働組合	160,000	160,000	7,262	895	895	1,960.75h	163.396h (7.4166h/日)
全ユニー労働組合	189,000	189,000	9,073	1,134	1,134	2,000h	166.64h (8.00h/日)
イオンリテールワーカーズユニオン	170,000	170,000	8,500	1,063	1,063	1,920h	160h (8.00h/日)
平和堂労働組合	178,000	175,000	8,468	1,058	1,058	1,984h	165.3h (8.00h/日)

企業間の賃金格差は上記の通りである。よって公正競争を確保する点でも産業別最低賃金の改正が必要である。

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正に関する疎明資料(令和3年度)

番号	申出を行った労働組合の名称	事業所(店舗)の名称	事業所の所在地	産 業	分類	組合員数	
1	イオンリテールワーカーズユニオン	イオン もりの里店	金沢市もりの里1-70	総合スーパー	I561	242	
		イオン 小松店	小松市平面町ア69	総合スーパー	I561	155	
		イオン 松任店	白山市平松町102-1	総合スーパー	I561	221	
		イオン 加賀の里店	加賀市上川崎町47-1	総合スーパー	I561	211	
		イオンスタイルかほく	かほく市内日角タ25	総合スーパー	I561	265	
		イオン 金沢店	金沢市福久町6街区18番	総合スーパー	I561	154	
		イオン 御経塚店	野々市市御経塚2-91	総合スーパー	I561	224	
		イオン 野々市南店	野々市市上林4-747	総合スーパー	I561	117	
		イオンスタイル新小松	小松市沖周辺土地区画整理事業地内仮換地20番	総合スーパー	I561	322	
		大和 香林坊店	金沢市香林坊1-1-1	百貨店	I560	173	
		アピタ 金沢店	金沢市中村町10-20	総合スーパー	I561	106	
3	全ユニー労働組合	アピタ 松任店	白山市幸明町280	総合スーパー	I561	121	
		ピアゴ 金沢ベイ店	金沢市無量寺4-56	総合スーパー	I561	44	
		ピアゴ 白山店	白山市幸明町280	総合スーパー	I561	51	
		北陸事務所	白山市幸明町281	総合スーパー	I561	18	
		AP小松	小松市園町八23番地1	総合スーパー	I561	32	
4	平和堂労働組合	AP金沢	金沢市諸江町30番1号	総合スーパー	I561	50	
		AP鹿島	鹿島郡中能登町井田と部1番地	総合スーパー	I561	20	
		AP加賀	加賀市作見町ル25番1	総合スーパー	I561	30	
		AP津幡	河北郡津幡町北中条1丁目1番地	総合スーパー	I561	22	
		大河端	金沢市大河端西2丁目15番地	総合スーパー	I561	18	
		野々市	野々市市二日市4丁目143番地	総合スーパー	I561	8	
							2604

百貨店、総合スーパー最低賃金の改正申出審査結果表

	地 域	産 業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件			備 考
				申出労働 組合数 (合意を含む)	所属 事業場数 (産業)	基幹的 労働者数	
申出事項	石川県	I560 管理、補助的経済 活動を行う事業所 I561 百貨店、総合スーパー	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 を除く	I560 1 I561 3 計 4	I560 1 I561 21 計 22	173 2,431 計 2,604	51.16%
審査結果	同上	同 上	同 上 左の産業における労働者数 (a) 5,215人 上記(1)～(3)該当労働者数 (b) (R2年最賃基礎調査結果より推定) 125人 基幹的労働者数 (a - b) 5,090人 (推定)	I560 1 I561 3 計 4	I560 1 I561 21 計 22	173 2,431 計 2,604	
新産別最賃 の運用方針 (要旨) 61.2.14 中賃答申			事業の公正競争を確保する観点から、同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であるとし 当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により申出が行われるもの。 参考	5,090 ÷ 2,604 ÷	3 5,090	≒ 1,697 ≒ 51.16%	